

# 環境経営レポート



令和元年 8 月 21 日発行

| 対象期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 |

公益財団法人  
高崎財団

# 環境経営方針

## 基本理念

公益財団法人高崎財団は、安全で安心できる公共施設の管理運営を目指し、広く市民に文化、スポーツや余暇活動の場を提供し、また、その振興に努め、市民協働の理念の下にたかさきの元気を支えることを使命としています。高崎市が掲げる『市民が創造する地球環境都市たかさき』の理念を踏まえて、財団の社会的、公共的使命を自覚し、多くの公共文化・スポーツ施設を管理・運営する過程で排出する廃棄物、消費するエネルギーなど、環境に及ぼす環境負荷を低減するために、環境に配慮した公共施設の管理・運営に取り組みます。

## 基本方針

当財団は、上記の基本理念を前提として、環境問題の継続的改善に向け、以下の取り組みを行います。

- 1 環境への取り組みを効果的・効率的に行うため、「エコアクション21」に基づく環境マネジメントシステムを構築・運用し、率先して、自主的・積極的に環境負荷の低減に取り組みます。
- 2 環境に関する法令、条例、協定及びその他の合意事項を順守します。
- 3 当財団が行う事業について環境へ影響を及ぼす要因を把握し、環境経営目標・経営計画を定め、定期的に見直しを行い環境負荷の低減を図るため、以下の取り組みを行います。
  - ・ 省エネルギー活動の推進により、二酸化炭素排出量の削減に努めます。
  - ・ 廃棄物の減量、リサイクル、適正な処理を推進します。
  - ・ 高崎市グリーン購入調達方針に基づき、事務用品等のグリーン購入を推進します。
  - ・ 水の大切さを理解し、節水に努めます。
  - ・ 地域と協働し、環境に配慮した事業や活動を実践します。
- 4 基本方針を職員に周知し、職員一丸となってその達成に努めます。
- 5 この環境方針及び環境活動レポートは、内外に公表し、誰もが入手できるようにします。

平成 21 年 1 1 月 1 日 発行

平成 23 年 5 月 2 日 改訂

平成 25 年 4 月 1 日 改訂

平成 26 年 1 0 月 1 日 改訂

平成 28 年 7 月 1 日 改訂

平成 30 年 8 月 1 日 改訂

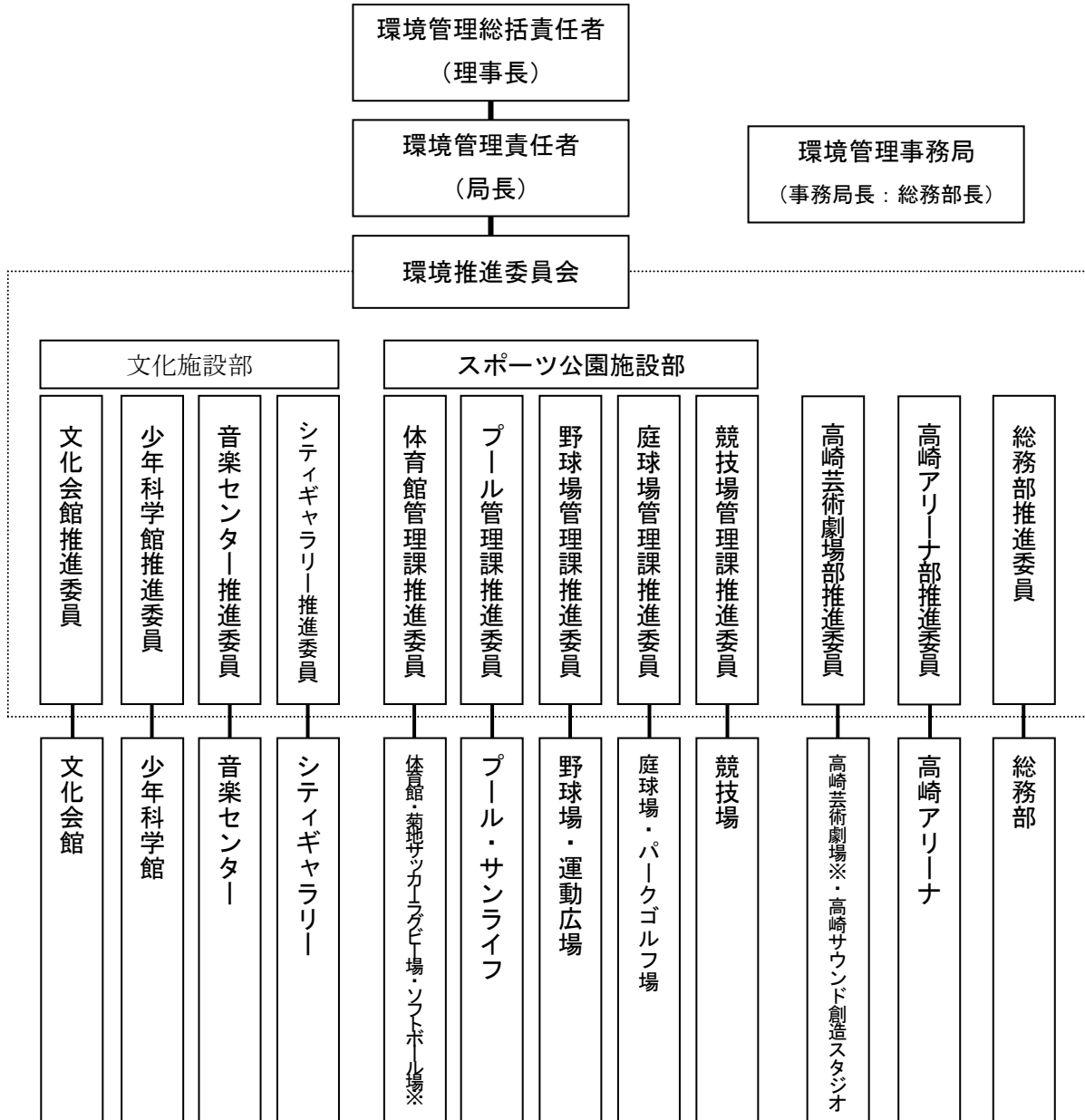
公益財団法人高崎財団

理事長 高木 茂

## I 事業活動の概要

- 1 事業者及び代表者名  
公益財団法人高崎財団  
理事長 高木 茂
- 2 所在地 〒370-0065 群馬県高崎市末広町 23 番地 1
- 3 設立年月日 昭和 59 年 2 月 20 日
- 4 環境保全関係の責任者及び担当者連絡先  
環境管理責任者：御園生 敏寿 (局長)  
環境管理事務局  
事務局長 : 宇津木 金刀也 (総務部長)  
担 当 : 白石 祐也 (総務部総務課長)  
: 北條 美瑛 (総務課主事)  
TEL : 027-310-6677 FAX : 027-325-0937
- 5 事業の内容 (1) 文化の振興及び普及に関する事業  
(2) スポーツの振興及び普及に関する事業  
(3) 勤労者の福祉の向上に関する事業  
(4) 文化施設の管理運営  
(5) スポーツ施設の管理運営  
(6) 公園施設の管理運営  
(7) 勤労者福祉施設の管理運営  
(8) 高崎市等から受託した文化及びスポーツ事業の実施  
(9) 文化及びスポーツの調査、研究及び情報の提供に関する事業  
(10) その他財団の目的を達成するために必要な事業
- 6 事業規模 (1) 職員数 **206** 人 (令和元年 8 月 1 日現在)  
※レポート対象期間 (平成 30 年 4 月 1 日現在) 187 人  
(2) 管理施設 **39** 施設 (令和元年 8 月 1 日現在)  
(文化施設 6、スポーツ施設 29、公園施設 3、勤労者福祉施設 1)  
※レポート対象期間 (平成 30 年 4 月 1 日現在) 38 施設  
(文化施設 5、スポーツ施設 30、公園施設 2、勤労者福祉施設 1)  
敷地面積 **704,135.52** m<sup>2</sup>  
※レポート対象期間 (平成 30 年度) **702,201.62** m<sup>2</sup>  
(3) 基本財産 **2,000** 万円
- 7 認証登録対象範囲 ※詳細については「VIIIエコアクション 21 対象範囲」を参照  
対象施設 (令和元年度) **39** 施設  
※レポート対象期間 (平成 30 年度) **38** 施設

令和元年度  
公益財団法人高崎財団  
エコアクション21推進体制図



※令和元年度から対象範囲に追加

環境管理責任者(局長)	環境方針の策定、全体の評価と見直し、環境管理責任者の任命、環境システムに必要な資源の準備
環境管理事務局長(総務部長)	環境システムの実績報告、環境システムの確立・実施及び維持するための処置、環境システムの教育・訓練計画・実施責任者
環境管理事務局	全体計画の立案、環境管理責任者を補佐し全員参加による環境活動の運用と改善と推進、環境の負荷と環境への取組状況の把握、環境関連法規等の取りまとめ、環境経営目標及び環境経営計画の策定、委員会会議の統括
環境推進委員(各施設)	各施設の状況把握(光熱水量、廃棄物排出量等)、環境コミュニケーションの実施、グリーン購入の推進、教育・訓練の実施
全職員	環境経営計画の実施、継続的改善の提案

### III 環境目標とその実績

平成 30 年度の目標を下記のとおり決めました。

#### ◆基準年と平成 30 年度の目標値と実績及び中長期目標

環境目標	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度		平成31年度 (令和元年度)	令和2年度
		実績 (基準年)	実績	目標値	実績	目標値	目標値
入場者数1万人当たりの 二酸化炭素排出量の削減	Kg-CO2 /万人	30,696	30,124 (1.86%減)	29823.0 (29年度の1%減)	31669.7 (3.17%増)	30,082 (28年度の2%減)	29,775 (28年度の3%減)
入場者数1万人当たりの 廃棄物の削減	Kg/万人	116.1	160.5 (38.25%増)	158.9 (29年度の1%減)	141.7 (22.05%増)	113.8 (28年度の2%減)	112.6 (28年度の3%減)
入場者数1万人当たりの 水資源投入量の削減	m <sup>3</sup> /万人	543.5	551.6 (1.48%増)	540.6 (29年度の2%減)	624.2 (14.85%増)	532.6 (28年度の2%減)	527.2 (28年度の3%減)

二酸化炭素排出係数 (0.505kg-CO2/kwh)

#### ◆平成 28 年度～30 年度の推移 (実績)

環境目標	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
入場者数 1 万人当たりの 二酸化炭素排出量の削減	Kg-CO2/万人	30,696	30,124 (1.86%減)	31669.7 (3.17%増)
二酸化炭素排出量	t-CO2/年	5,207	5,201	5,132
入場者数 1 万人当たりの 廃棄物の削減	Kg/万人	116.1	160.5 (38.25%増)	141.7 (22.05%増)
廃棄物排出量	Kg/年	19,699	27,713	22,963
入場者数 1 万人当たりの 水資源投入量の削減	m <sup>3</sup> /万人	543.5	551.6 (1.48%増)	624.2 (14.85%増)
水資源投入量	m <sup>3</sup> /年	92,202	95,219	101,152

二酸化炭素排出係数 (0.505kg-CO2/kwh)

( ) 内は平成 28 年度に対しての数値

#### ◆平成 28 年度～30 年度 入場者数の推移 (実績) (人)

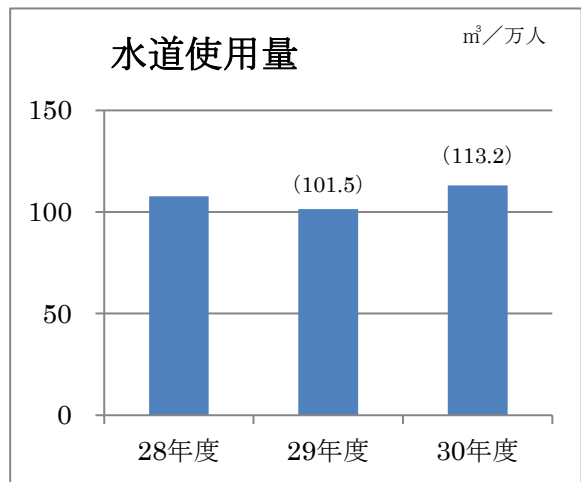
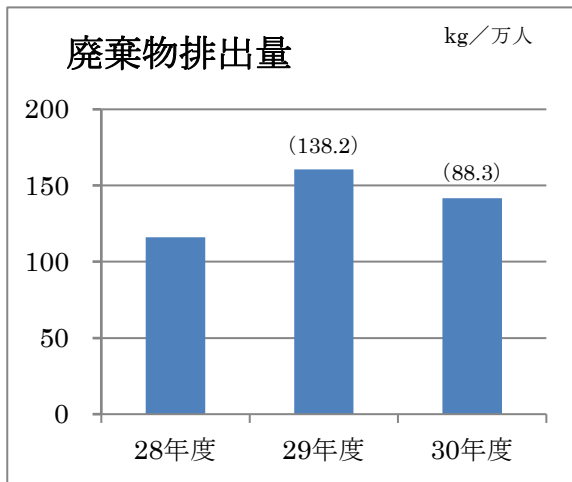
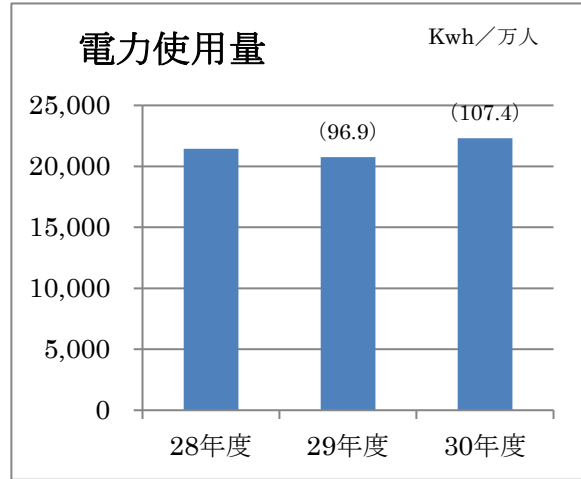
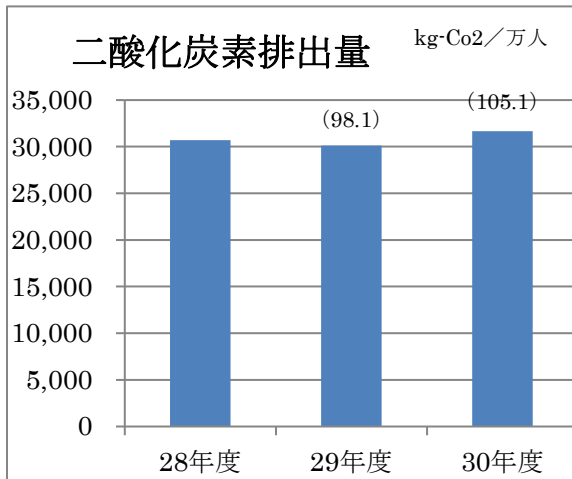
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1,696,444	1,726,359	1,620,585



## IV 平成 30 年度環境活動計画の取組みと評価

活動計画	達成状況及び評価
<p>1 二酸化炭素排出量の削減</p> <p>目標 <b>29 年度実績の 1%減 (29823.0)</b></p> <p>『主な実施事項』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空調温度適正化・表示</li> <li>・不要な箇所の消灯</li> <li>・クールビズの推進</li> <li>・エアコンフィルター清掃の実施</li> <li>・エコドライブ推進</li> </ul>	<p><b>目標の達成状況 : 5.13%増 (31669.7)</b></p> <p>目標未達成 財団全体としての総量は減少している(平成 29 年度から 1.31%減)が、利用者数が 6.13% 減少していることから、1 万人当りの二酸化炭素排出量が増加してしまった。 気候に影響される施設も多いが、少しでも排出量を削減できるよう、財団全体で活動に取り組みたい。</p>
<p>2 廃棄物排出量の削減</p> <p>目標 <b>29 年度実績の 1%減 (158.9)</b></p> <p>『主な実施事項』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別ルール of 徹底</li> <li>・廃棄物置場の整備</li> <li>・両面コピー・裏紙使用の徹底</li> <li>・使用済封筒の再利用</li> <li>・イントラネット活用によるペーパーレス化</li> </ul>	<p><b>目標の達成状況 : 11.74%減 (141.7)</b></p> <p>目標達成 屋外の施設では、除草作業の強化で廃棄物量が増加したところもあるが、多くの施設で排出量の減少が見られた。引き続き削減に取り組みたい。</p>
<p>3 水資源投入量の削減</p> <p>目標 <b>29 年度実績の 2%減 (540.6)</b></p> <p>『主な実施事項』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・節水表示</li> <li>・メータ確認による漏水防止</li> <li>・増量ノズル・節水装置導入の検討</li> </ul>	<p><b>目標の達成状況 : 13.16%増 (624.2)</b></p> <p>目標を達成出来なかった。 夏季の高温から、プールの水質維持に多く使われたことが使用量の増加につながった。 利用の状況や気候に配慮しながら、水資源投入量の削減を目指したい。</p>
<p>4 グリーン購入の推進</p> <p>目標 <b>現状把握とルールの徹底</b></p> <p>『実施事項』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高崎市グリーン購入調達方針の準用・周知</li> <li>・購入品の確認</li> </ul>	<p>高崎市グリーン購入調達方針を各施設に周知し、高崎市の方針に沿ってグリーン購入を進めている。 グリーン購入報告書を施設ごとにまとめ、エコ対象製品が見あたらない物品を除き、ほぼエコマークのついたものを購入している。 コピー用紙：再生紙使用について 100%達成</p>
<p>5 本業エコ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施におけるエコ活動の推進</li> </ul> <p>平成 30 年度本業エコ実施件数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○文化施設 30 件 (前年比+4 件)</li> <li>○スポーツ施設 80 件 (前年比-3 件)</li> </ul>	<p>本業エコに力を入れている施設も多く、文化施設、スポーツ施設合わせて 110 件の本業エコが実施された。 リサイクル品を使った工作教室や健康な体作りを目指すスポーツ教室、廃棄物や不用品などを再利用するなど、それぞれに工夫を凝らして廃棄物や経費削減に取り組んだ。</p>

## 【環境負荷の実績】

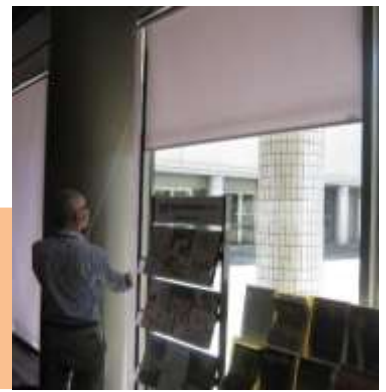


## 【環境活動の一例】



廃棄用のテニスネットを  
観覧席防御ネットとして  
再利用しています

文化会館では、西日が強い日は  
空調効率を上げるためロール  
カーテンで調整しています。



健全な身体を作ることにより、二酸化炭素を排出する機械等に頼らない生活を目指して、さまざまな教室を開催しています。

## V 令和元年度環境活動計画

### 環境経営計画

#### 1 二酸化炭素排出量の削減

目標 **30年度に対し1%減**

##### 『主な実施事項』

- ・空調温度適正化及び表示
- ・不要な箇所の消灯
- ・クールビズの推進
- ・エアコンフィルター清掃の実施
- ・エアコン室外機冷却対策（よしず、日陰、散水など）
- ・エコドライブ推進
- ・施設利用者への節電の働きかけ

#### 2 廃棄物排出量の削減

目標 **30年度に対し1%減**

##### 『主な実施事項』

- ・分別ルール of 徹底
- ・廃棄物置場の整備
- ・両面コピー・裏紙使用の徹底
- ・使用済封筒の再利用
- ・イントラネット活用によるペーパーレス化
- ・作成する書類を1枚にまとめる“1枚ベスト運動”の実施
- ・印刷物作成の際は部数を最小限とし、残部がでないよう考慮
- ・チラシ等の配布物は、残部がでないよう送付部数を確認
- ・来館者への廃棄物削減のお願い

#### 3 水資源投入量の削減

目標 **30年度に対し1%減**

##### 『主な実施事項』

- ・節水表示
- ・メータ確認による漏水防止
- ・増量ノズル・節水装置導入の検討

#### 4 グリーン購入の推進

目標 **グリーン購入 100%** （高崎市のグリーン購入調達方針を準用）

現状把握とルールの徹底

##### 『実施事項』

- ・高崎市グリーン購入調達方針の準用及び周知
- ・購入品の確認(本年度は文具を調査)

その他：本業エコ

業務を行う中で、エコに留意した活動を行う  
施設利用者へのエコ意識の推進



## VI 環境関連法規制の遵守状況

当財団に適用となる主な環境関連法規

法規制等の名称	遵守事項	遵守状況
大気汚染防止法	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出書</li> <li>環境計量証明書（測定記録）</li> </ul>	遵法
水質汚濁防止法	<ul style="list-style-type: none"> <li>点検または清掃記録</li> </ul>	遵法
下水道法	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出書</li> <li>排出基準の遵守</li> <li>水質測定、記録の保管</li> </ul>	遵法
浄化槽法	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置の届出</li> <li>保守点検、清掃</li> <li>水質検査</li> </ul>	遵法
騒音規制法	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定施設の届出</li> <li>規制基準の遵守</li> </ul>	遵法
振動規制法	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定施設の届出</li> <li>規制基準の遵守</li> </ul>	遵法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物管理票</li> <li>排水銀等の適切な保管・処理</li> </ul>	遵法
PCB 廃棄物特別措置法	<ul style="list-style-type: none"> <li>保管等の届出</li> </ul>	遵法
毒物及び劇物取締法	<ul style="list-style-type: none"> <li>施錠管理（盗難、漏洩防止）</li> <li>保管場所への表示</li> <li>盗難、紛失の際の届出</li> </ul>	遵法
消防法	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出</li> <li>消防計画、訓練記録</li> </ul>	遵法
電気事業法	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安規定の制定</li> <li>電気主任技術者の選任</li> </ul>	遵法
水道法	<ul style="list-style-type: none"> <li>簡易専用水道の設置、管理 （受水槽：10 m<sup>3</sup>超のもの）</li> </ul>	遵法
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定建築物届出記録</li> <li>各種測定及び清掃記録</li> </ul>	遵法
興行場法	<ul style="list-style-type: none"> <li>興行場営業の許可申請</li> </ul>	遵法
自動車リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用済自動車の再資源化等の促進</li> <li>取引業者への使用済自動車の引渡義務</li> <li>再資源化等預託金の預託義務</li> </ul>	遵法
フロン排出抑制法	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な場所への設置</li> <li>機器の簡易点検（四半期に1回以上）</li> <li>漏洩防止措置、修理しないままの充填の原則禁止</li> <li>点検等の履歴の保持</li> </ul>	遵法

環境関連法規等への違反・訴訟はありませんでした。  
関係当局より違反・苦情等の指摘は過去3年間ありません。

## VII 代表者による全体取り組み状況の評価・見直し

数値目標に関しては、二酸化炭素排出量・水資源投入量が未達成、廃棄物の削減は達成となった。増減の原因を財団全体および各施設で分析し、今年度の活動に繋げていきたい。

6月には高崎市ソフトボール場（宇津木スタジアム）がオープンし、9月には高崎芸術劇場が開館を控えている。新しく加わる施設でも、環境に対する職員への理解を深め、職員一丸となって環境保全活動に引き続き取り組んでいきたい。

## VIII エコアクション21の対象範囲

文化及びスポーツ活動の振興及び普及に関する事業  
文化・スポーツ・公園及び余暇活動のための施設等の管理運営

### 令和元年度公益財団法人高崎財団 エコアクション対象施設一覧 (文化施設 6 スポーツ施設 30 公園施設 2 その他の施設 1 計 39 施設)

	施設名	所在地	指定管理期間
1	高崎市文化会館	群馬県高崎市末広町23番地1	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日
2	高崎市少年科学館	群馬県高崎市末広町23番地1	
3	群馬音楽センター	群馬県高崎市高松町28番地2	
4	高崎シティギャラリー	群馬県高崎市高松町35番地1	
5	高崎サウンド創造スタジオ	群馬県高崎市あら町5-3	平成30年4月1日～令和5年3月31日
6	高崎芸術劇場 ※	群馬県高崎市栄町9-1	令和元年7月1日～令和5年3月31日
7	高崎市城南野球場	群馬県高崎市下和田町二丁目12番	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日
8	高崎市和田橋野球場	群馬県高崎市八千代町一丁目7番	
9	高崎市貝沢野球場	群馬県高崎市貝沢町60番地	
10	高崎市聖石橋野球場	群馬県高崎市石原町4701番地	
11	高崎市浜川競技場	群馬県高崎市浜川町1486番地	
12	高崎市弓道場	群馬県高崎市浜川町1522番地	
13	高崎市城南プール	群馬県高崎市下和田町二丁目11番地1号	
14	高崎市浜川プール	群馬県高崎市浜川町1575番地1	
15	高崎市上並榎庭球場	群馬県高崎市上並榎町1590番地	
16	高崎市問屋町庭球場	群馬県高崎市問屋町四丁目8番地6	
17	高崎市相撲場	群馬県高崎市石原町3892番地7	
18	高崎市城南運動場	群馬県高崎市下和田町二丁目11番	
19	高崎市浜川体育館	群馬県高崎市浜川町1487番地	
20	高崎市武道館	群馬県高崎市石原町3892番地7	
21	高崎市流通センター運動広場	群馬県高崎市下大類町1258番地	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日
22	高崎市和田橋運動広場	群馬県高崎市片岡町一丁目171番地	
23	高崎市八千代橋運動広場	群馬県高崎市八千代町一丁目5043番地	
24	高崎市乗附運動広場	群馬県高崎市八千代町四丁目42番地	
25	高崎市町屋橋運動広場	群馬県高崎市沖町925番地	
26	高崎市下豊岡運動広場	群馬県高崎市下豊岡町523番地	
27	高崎市上豊岡運動広場	群馬県高崎市上豊岡町1087番地1	
28	高崎市乗附緑地ゲートボール場	群馬県高崎市乗附町1287番地	
29	高崎市上並榎パークゴルフ場	群馬県高崎市上並榎町1610番地	
30	高崎市菊地サッカー・ラグビー場	群馬県高崎市菊地町715番地	
31	高崎市南部野球場	群馬県藤岡市森新田468番地2	
32	高崎市城東グラウンドゴルフ場	群馬県高崎市江木町1474番地	
33	高崎市八幡原グラウンド	群馬県高崎市八幡原67番地1	
34	高崎アリーナ	群馬県高崎市下和田町四丁目1番18号	
35	高崎市ソフトボール場 ※	群馬県高崎市井出町926-2	
36	高崎市観音山プール	群馬県高崎市石原町2740番地2	平成30年4月1日～令和5年3月31日
37	浜川運動公園	群馬県高崎市大八木町274番地	平成31年4月1日～令和6年3月31日
38	上並榎庭球場周辺広場	群馬県高崎市上並榎町1524番地	
39	サンライフ高崎	群馬県高崎市問屋町四丁目8番地8	平成28年4月1日～令和3年3月31日

※令和元年度から対象範囲に追加